

中間貯蔵施設区域内遺構・文化財について

中間貯蔵施設内遺構・文化財保存活用方針について

1.作成していく中間貯蔵施設内遺構・文化財保存活用方針について

保存活用方針のイメージ

「大熊町の歴史文化・記憶の継承」から、遺構・文化財の保存活用案へ

◆保存活用方針の構成

①何を伝える？

大熊町として継承していく
歴史文化・記憶の整理

②何を残す？

歴史文化・記憶の継承にあたって
中間貯蔵施設内遺構・文化財が
果たす役割の整理

③どう残す？

中間貯蔵施設区域内の遺構・文化財の保存活用案（複数）

④実現性の評価

保存活用案の
実現性・社会的意義の評価

⑤目指す方向性

案の仮決定と、
当面の事業計画案

①何を伝える？

大熊町の歴史文化・記憶の継承の取組

3.大熊町の歴史文化・記憶継承の取組

中間貯蔵施設区域内遺構・文化財の位置づけ

「大熊町の歴史文化・記憶の継承」をするために必要な要素の一つ

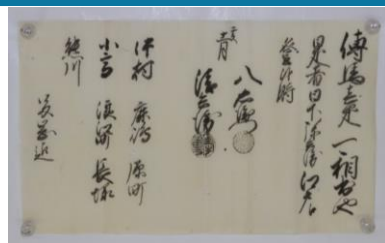
大熊町の歴史文化・記憶（ストーリー）

歴史文化・記憶の継承のために、残さなくてはならないもの考える

歴史文化・記憶を物語るために、保存が必要な要素の候補（大熊町資料）



3Dデータ



文化財資料



記憶・記録



震災遺構

残したものの、活かし方を考える

伝承するための、媒体・施設・活動



震災記録誌



伝承施設



ツアー

次世代のより多くの人へ大熊町を発信

2.大熊町の歴史文化・記憶継承の取組

なぜ地域の歴史文化・記憶を継承する必要があるのか？

住民や研究者との連携と継続的な保全活動のために、行政の持つ役割は非常に重要で、郷土に残る史料の保全は大切な仕事です。基本的なことだと思いますが、各地でそのことを認識して組織的に活動している役所・役場がどれだけあるのでしょうか。

史料を残すことはその**市町村固有の財産を残すこと**ですし、その史料は地域で、何よりも行政自体で活用できることがたくさんあります。（中略）

史料を残し、それをもとに郷土史の基礎的研究を継続していかなければ、住民や観光客に示すことができる**我がまちの歴史は表面的で薄っぺらなものとなり、まちの価値そのものを埋没させてしまう**のではないのでしょうか。

※櫻井和人「歴史史料保全活動の現場から—宮城県白石市の事例—」荒武賢一郎・高橋陽一編『古文書がつなぐ人と地域—これからの歴史資料保全活動—』東北大学出版会,2019

私がふつうの人間である以上、いまもまだ私はどこかの地域に生きる人間である。それゆえ、**その地域がいかなるものであり、どんな方向にむかいつつあるのかを知ることは、私を知る上で必要不可欠なことである。**

※山下祐介『地域学入門』筑摩書房,2021

原発事故以降、当該地域は原発事故と震災を起点に地域像が語られがちな傾向にあります。しかし、原発が立地してから事故が起こるまでの出来事は、あくまで当該地域の歴史経過の一断面にすぎないのです。歴史資料を保全し、住民一人ひとりの歩みや「地域の記憶」を記録することは、**より広い視野から当該地域の歴史像を捉え直すとともに、原発事故や震災のみに収斂しない、自分たちのアイデンティティを確かめる上でも重要な意義を有しているように思います。**

※泉田邦彦「原発被災地における歴史資料保全とその意義」荒武賢一郎・高橋陽一編『古文書がつなぐ人と地域—これからの歴史資料保全活動—』東北大学出版会,2019

2.大熊町の歴史文化・記憶継承の取組

なぜ地域の歴史文化・記憶を継承する必要があるのか？

住民や研究者との連携と継続的な保全活動のために、行政の持つ役割は非常に重要で、郷土に残る史料の保全は大切な仕事です。基本的なことだと思いますが、各地でそのことを認識して組織的に活動している役所・役場がどれだけあるのでしょうか。

史料を残すことはその地域の歴史文化・記憶を次世代に継承していくべきか、考える必要があります。

史料を残し、それをもとに郷土史の基礎的研究を継続していかなければ、住民や観光客に示すことができる我がまちの歴史は表面的で薄っぺらなものとなり、まちの価値そのものを埋没させてしまうのではないのでしょうか。

※櫻井和人「歴史史料保全活動の現場から—宮城県白石市の事例—」荒武賢一郎・高橋陽一編『古文書がつなぐ人と地域—これからの歴史資料保全活動—』東北大学出版会,2019

私がふつうの人間である以上、いまもまだ私はどこかの地域に生きる人間である。それゆえ、その地域がいかなるものであり、どんな方向にむかいつつあるのかを知ることは、私を知る上で必要不可欠なことである。

※山下祐介『地域学入門』筑摩書房,2021

中間貯蔵施設区域内の遺構や文化財は

地域を知りえる大熊町の財産です。

どのような歴史文化・記憶を次世代に継承していくべきか

考える必要があります。

この地域は原発事故と震災を被った地域であり、その歴史文化・記憶が語り継がれがちな傾向にあります。また、原発事故と震災が起るまもなく、この地域には多くの歴史資料が蓄積されています。これは、あくまで当該地域の歴史経過の一断面にすぎないのです。歴史資料を保全し、住民一人ひとりの歩みや「地域の記憶」を記録することは、より広い視野から当該地域の歴史像を捉え直すとともに、原発事故や震災のみに収斂しない、自分たちのアイデンティティを確かめる上でも重要な意義を有しているように思います。

※泉田邦彦「原発被災地における歴史資料保全とその意義」荒武賢一郎・高橋陽一編『古文書がつなぐ人と地域—これからの歴史資料保全活動—』東北大学出版会,2019

②何を残す？

大熊町の中間貯蔵施設区域内遺構・文化財等
の紹介

4.大熊町の中間貯蔵施設区域内遺構について

1)中間貯蔵施設区域内に残る遺構・文化財の一例

旧福島県水産種苗研究所



4.大熊町の中間貯蔵施設区域内遺構等について

1)中間貯蔵施設区域内に残る遺構・文化財の一例

熊町児童館



4.大熊町の中間貯蔵施設区域内遺構等について

1)中間貯蔵施設区域内に残る遺構・文化財の一例

熊町小学校



4.大熊町の中間貯蔵施設区域内遺構等について

1)中間貯蔵施設区域内に残る遺構・文化財の一例

熊町小学校



4.大熊町の中間貯蔵施設区域内遺構等について

1)中間貯蔵施設区域内に残る遺構・文化財の一例

熊町小学校



4.大熊町の中間貯蔵施設区域内遺構等について

1)中間貯蔵施設区域内に残る遺構・文化財の一例

熊町幼稚園



4.大熊町の中間貯蔵施設区域内遺構等について

1)中間貯蔵施設区域内に残る遺構・文化財の一例

神社（海渡神社・諏訪神社・愛宕神社・山神社等）



海渡神社

4.大熊町の中間貯蔵施設区域内遺構等について

1)中間貯蔵施設区域内に残る遺構・文化財の一例

神社（海渡神社・諏訪神社・愛宕神社・山神社等）



諏訪神社

4.大熊町の中間貯蔵施設区域内遺構等について

1)中間貯蔵施設区域内に残る遺構・文化財の一例

神社（海渡神社・諏訪神社・愛宕神社・山神社等）

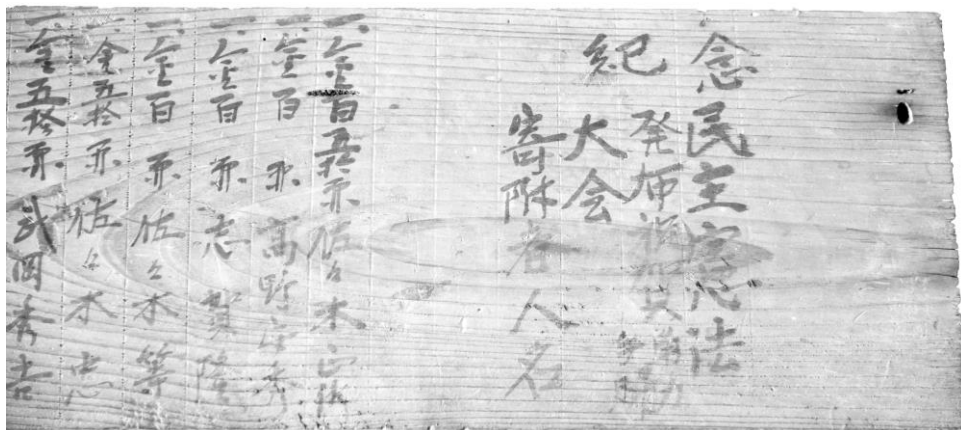


愛宕神社

4.大熊町の中間貯蔵施設区域内遺構等について

1)中間貯蔵施設区域内に残る遺構・文化財の一例

神社（海渡神社・諏訪神社・愛宕神社・山神社等）



山神社所有 民主憲法発布記念額



山神社 解体前

4.大熊町の中間貯蔵施設区域内遺構等について

1)中間貯蔵施設区域内に残る遺構・文化財の一例

地区集会所・公民館



熊川公民館

4.大熊町の中間貯蔵施設区域内遺構等について

1)中間貯蔵施設区域内に残る遺構・文化財の一例

石造物（熊町虚空蔵碑など）



土地改良記念碑



熊町虚空蔵碑

4.大熊町の中間貯蔵施設区域内遺構等について

1)中間貯蔵施設区域内に残る遺構・文化財の一例

石造物（熊町虚空蔵碑など）



熊町虚空蔵碑（移設後）

4.大熊町の中間貯蔵施設区域内遺構等について

1)中間貯蔵施設区域内に残る遺構・文化財の一例

石造物（熊町虚空蔵碑など）



海渡神社石碑群



夫沢 1 区墓標保管場

4.大熊町の中間貯蔵施設区域内遺構等について

1)中間貯蔵施設区域内に残る遺構・文化財の一例

樹木



熊川の並松

4.大熊町の中間貯蔵施設区域内遺構等について

1)中間貯蔵施設区域内に残る遺構・文化財の一例

景観（馬の背）



2008年撮影



2021年撮影

4.大熊町の中間貯蔵施設区域内遺構等について

1)中間貯蔵施設区域内に残る遺構・文化財の一例

民俗芸能



熊川稚児鹿舞（町指定文化財）

4.大熊町の中間貯蔵施設区域内遺構等について

1)中間貯蔵施設区域内に残る遺構・文化財の一例

記憶（思い出）・民話

- ・ 思い出写真集（JESCO）
- ・ 鎌田清衛『残しておきたい大熊のはなし』
- ・ 大熊町公民館『おおくまの民話』

③ どう残す？

中間貯蔵施設内遺構等保存活用を検討する上での課題

① 現状について

5.方針を作成するうえで、考えなくてはいけないこと

1)震災遺構（建築構造物）の劣化について 熊町小学校を例にとって

熊町小学校について



名称 熊町小学校

住所

福島県双葉郡大熊町大字熊川字緑ヶ丘10
番地

構造

校舎：RC造
体育館：S造

建設
年

校舎は昭和42(1967)年建設 **築59年**
その後一部増改築（昭和56～63年）
※校舎のみ、H9年に耐震補強済み

階数

2階立て

面積

敷地面積：6091m²
校舎面積：3405m²

5.方針を作成するうえで、考えなくてはいけないこと

1)震災遺構（建築構造物）の劣化について 熊町小学校を例にとって

熊町小学校（校舎棟）の構造躯体に関する調査結果の概要は以下の通りであった。

| | 調査結果 | 備考 | |
|--------------------|--|--------------------------------------|---|
| | 構造上の耐震性能 | 構造上（図面上において）の耐震性に 問題はない | 平成10年に耐震補強済みであり、新耐震の基準に適合 |
| 現時点での耐震性能 | 震災による耐震性能への影響 | 地震の直接的な影響による 耐震性の低下は確認されていない。 | 令和4年度に実施している、「熊町小学校被災度区分判定」より |
| | 劣化による耐震性能への影響 | 現時点では 影響なし | 本調査より、鉄骨の腐食が確認されなかったため |
| 長寿命化適正 | 不適 | | 本調査より、コンクリートの中中性化が進んでおり、鉄骨の腐食が進行する恐れがあるため |
| 構造躯体以外の劣化状況 | 劣化状況評価(40/100点) 広範囲に劣化 が見られた | | 「早急に対応する必要がある」と診断された箇所も複数見られた。 |

5.方針を作成するうえで、考えなくてはいけないこと

1)震災遺構（建築構造物）の課題 熊町小学校を例にとって

建築構造物との向き合い方

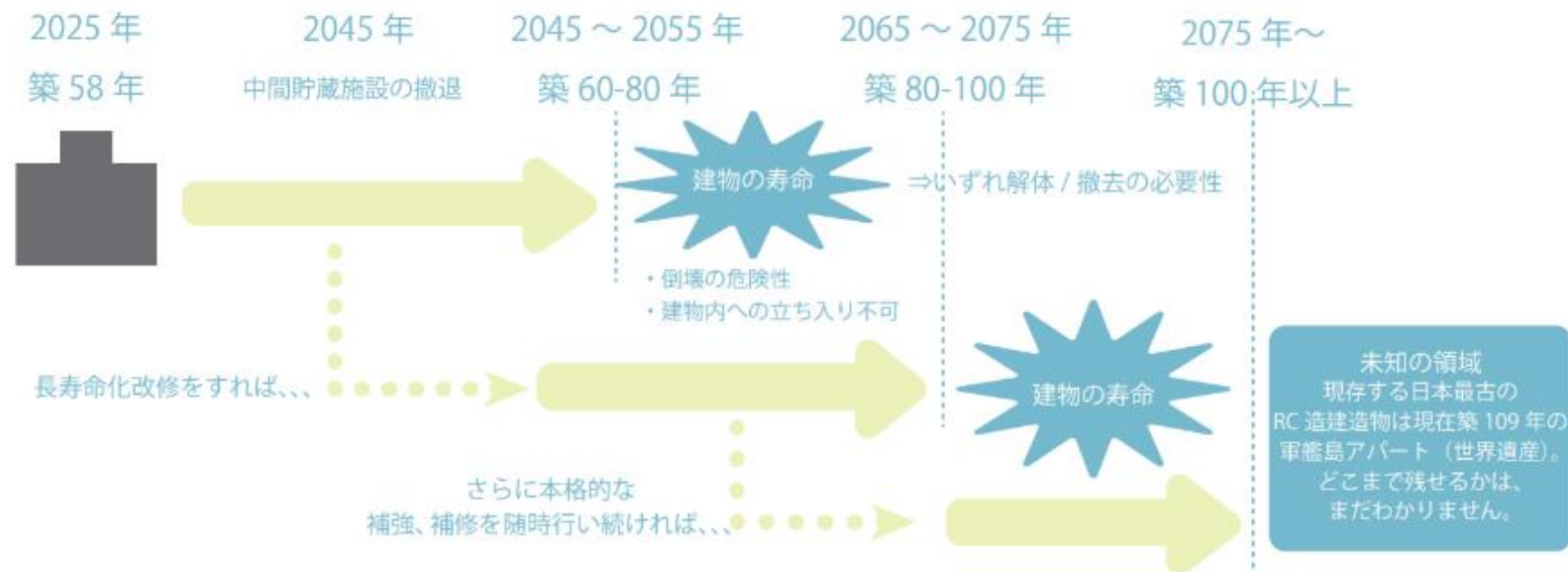
震災発生当時の状況を保存することは困難。
遺構等の中でも、「大事な要素は何か？」を明確にして保存方法を検討。

全ての建物には寿命があります。

寿命を迎えた建物は、強度の問題で倒壊の危険性が伴います。遺構として建物を保存・活用していく場合にも、建造物そのものを今の姿のまま未来永劫残していく事は出来ません。

また、震災から15年が経過し、残置物の劣化や、立ち入りや盗難等による現状変更があります。

→「震災当時の姿がありのまま残っている」というと誤りが生じている。



5.方針を作成するうえで、考えなくてはいけないこと

1)震災遺構（建築構造物）の劣化について 保存手法の例

今の姿形を次世代により長く、残していくための「移築・再現」

元の部材を再利用し、元の姿のまま別敷地に移築する

CASE1 旧第四銀行住吉町支店



出典：ニッポン旅マガジン

1927年の建築。2階建て、1部3階建て。

保存修復工事は、2004年の竣工で、設計は松田平田設計、施工は清水建設である。新潟市歴史博物館の附属施設として、一階部分がレストランとして活用されている。

躯体の更新が行われたのは、道路拡幅のため現地(新潟県新潟市)での保存が困難になり、移築されたためである。

内装の石材、木材、漆喰彫刻等、外装の石材等が再利用されている。出入口の風除室、正面の列柱等については、大ばらし構法が用いられている。

更新前の躯体は、耐震強度が不足していた。躯体を更新したことにより、柱梁等の寸法をかえずに強度を確保することができたため、内外装材のデザインを全くかえないことが可能になり、同時に部材の再利用率を高くすることも可能になった。

5.方針を作成するうえで、考えなくてはいけないこと

1)震災遺構（建築構造物）の劣化について 保存手法の例

今の姿形を次世代により長く、残していくための「改修・改築」

元の姿を踏襲しながら、耐震性を保ったプランへ改修

CASE2 東京大学 安田講堂



1925年創建時の回廊の状況



2014年改修工事竣工時の回廊の状況

1925年の建築。一部鉄骨造の地下一階、地上五階建て。内田祥三の設計で登録有形文化財の第一号。

東日本大震災で被害を受けたことをきっかけに、構造躯体及び、日構造部材の耐震化が必要とされたため建設当初のオリジナルな計画案に近い形に全体プランを修正する大掛かりな工事を実施。

構造躯体の耐震化についても、既存の鉄筋コンクリート壁を撤去し、耐震壁を214枚、鉄骨ブレースを24箇所追加し、現在の耐震基準に合わせた安全性を確保した。

総事業費は23億円を超える大規模改修となった。



出典：清水建設

5.方針を作成するうえで、考えなくてはいけないこと

1)震災遺構（建築構造物）の劣化について 保存手法の例

建築構造物の劣化を受け入れ、価値を認める「残置保存」

補強工事を行わず、劣化していくその環境そのものに価値を見出す

CASE3 軍艦島 30号アパート 等



出典：世界遺産を巡る 軍艦島ガイド

1916年の建築。7階建て。日本最古のRCアパートであり、2015年7月世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産～製鉄・製鋼、造船、石炭産業～」として正式登録された。

炭鉱施設の廃材であるワイヤー等が鉄筋に使用されているなど、特殊な工法が用いられていることに加え、築100年を超えるRC造が複数現存している世界でも稀有な事例。

補強工事等を行っておらず廃墟状態にあり、その状態に一定の価値が認められている。一部のアパートでは倒壊措置が取られているが最古の30号は修復不可能として保存が諦められている。

2013年で築103年が経過し、一部崩壊が始まっている。劣化によるRC造建造物の倒壊は過去に前例がないため、壊れ方のメカニズムを明らかにするためセンサーを取り付けモニターしている。

参考：(一社)コンクリートメンテナンス協会、濱崎仁 芝浦工業大学、「軍艦島におけるRC建築物の状況と保存・修復のための検討」
東京理科大学学術リポジトリ、今本啓一 東京理科大学 教授、「軍艦島の構造物群の劣化メカニズムとその学術的価値」
日本建築学会、濱本卓司 東京都市大学 名誉教授、「激しく劣化・損傷した軍艦島30号棟の振動センシング」

5.方針を作成するうえで、考えなくてはいけないこと

1)震災遺構（建築構造物）の劣化について 保存手法の例

伝承を目的とした「解体・跡地活用」

建物は解体しつつも、跡地に碑等を整備し持続的に伝承する

CASE4 大槌町旧庁舎



出典：読売新聞

1953年竣工の鉄筋コンクリート造の2階建て。東日本大震災以前から老朽化による懸念があった。

東日本大震災の津波被害では、旧役場では町長を含む、職員28名が亡くなった。

建物を遺構として保存する声も上がっていたが、「見るのがつらい」という町民意見や、維持管理費の総合的な評価から2019年に解体された。

一方で、解体された旧役場跡地は、役場職員の行動記録などの当時の出来事から、震災津波の教訓を後世に伝え続ける場と位置付けられており、令和7年12月に、旧役場跡地に伝承を目的とした石碑が設置された。

参考：坂口奈央、「生き続ける震災遺構」

参考：大槌町HP、「令和7年9月28日（日）に開催した旧大槌役場庁舎跡地への石碑建立に関する住民説明会の資料」

5.方針を作成するうえで、考えなくてはいけないこと

1)震災遺構（建築構造物）の劣化について 保存手法の例

次世代へ確実に保存していくための、「デジタル保存・一部保管」

建物は解体しつつも、精緻なデジタルデータ保存と建築物の一部を保管

CASE6 日銀カプセルタワービル



出典：gloun

1972年竣工の黒川紀章による建築物。

建物の更新を前提とした建築物であったが、築50年以上が経過し、維持費>建替費という現状になり、解体となった。

一方で、文化的価値の記憶として3Dデータで保存。3次元計測技術で複雑な形状を正確に記録し、黒川紀章氏が設計した建築の価値を後世へ継承していくことを目指します。

また、解体した一部のユニットは個別に、展示や企業等による保存がなされている。

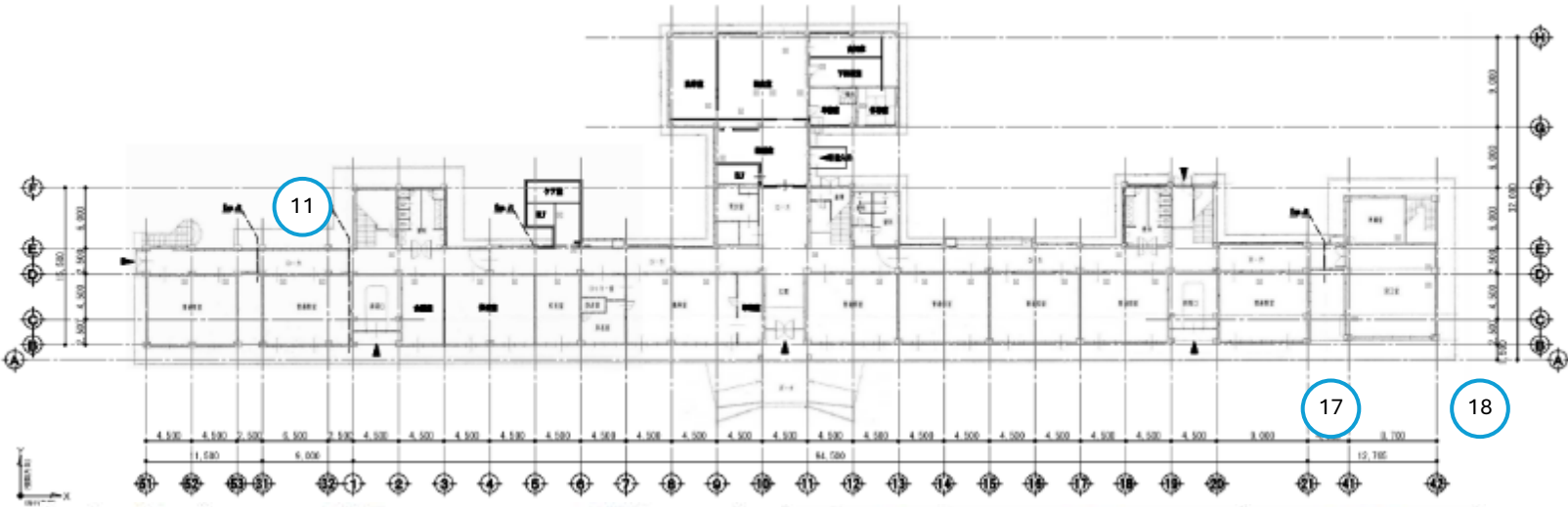
出典：黒川紀章建築都市設計事務所

構造躯体以外の劣化について（参考資料）

建物外周部に関しては、モルタルの剥離が各所で見られた。剥離したモルタルが落下する可能性があり、**立ち入り者に直接的な危険が及ぶ可能性**がある。

来場者に紹介する機会が多いと予想される、**校舎棟西側（1年生教室外）にはモルタルの剥離は見られなかったが、今後剥離が発生する可能性はある**ため、活用を行う場合は落下防止ネットや、ヘルメット着用、見学路の整備など、安全性を十分に確保する必要がある。

■劣化調査により、早急に対応が必要と判断された箇所を示した図面



| 部位 | 番号 | 調査項目 | 調査結果 |
|----|-------|-----------|--|
| 17 | 外部 軒裏 | 必要是正 □その他 | <p>特記事項</p> <p>外部 軒裏：エクスパンション・ジョイント廻り 表面モルタルの剥離 植物の繁殖も見られる</p> |



| 部位 | 番号 | 調査項目 | 調査結果 |
|----|-------|-----------|--|
| 18 | 外部 軒天 | 必要是正 □その他 | <p>特記事項</p> <p>外部 軒天：エクスパンション・ジョイント廻り 表面モルタルの剥離</p> |

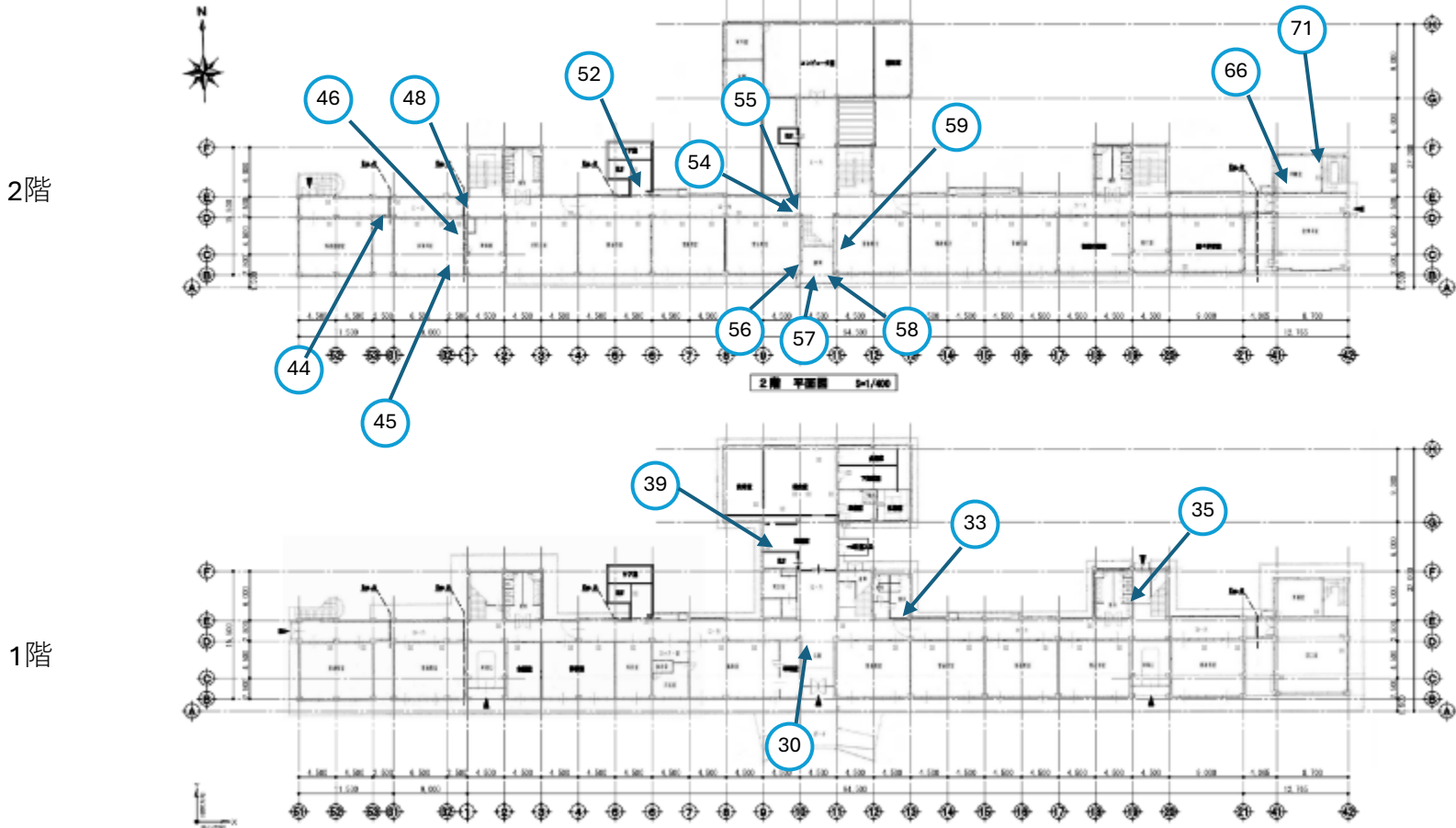


構造躯体以外の劣化について（参考資料）

建物内部においては主に雨漏りによる**天井仕上げ材の落下の危険性が目立つ**。特に2階に関しては屋上からの雨漏りの箇所が多く、天井仕上げ材の劣化による落下の危険性が高い。

現時点では**1階部分への雨漏りは限定的**であるが、**適切な維持管理を行わなければ一階部分まで雨漏りが進行する可能性**がある。また、**エキスパンションジョイントの変形も見られ危険性が大きい**ため、早急に対処が必要と判断されている。

■劣化調査により、早急に対応が必要と判断された箇所を示した図面



5.方針を作成するうえで、考えなくてはいけないこと

1)震災遺構（建築構造物）の劣化について 熊町小学校を例にとって

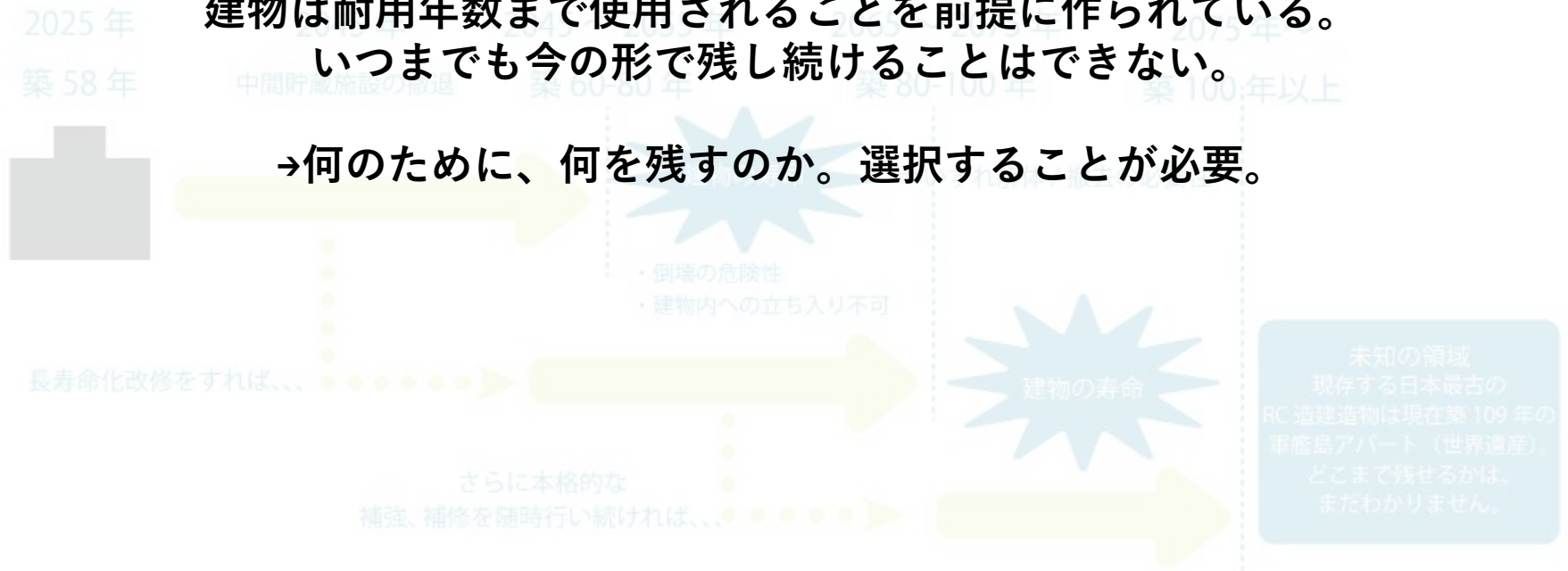
1-3. RC造の耐用年数との向き合い方（長寿命化）

遺構に限らず、全ての建物には寿命があります。

寿命を迎えた建物は、強度の問題で倒壊の危険性が伴います。遺構として建物を保存・活用していく場合にも、建造物そのものを今の姿のまま未来永劫残していく事は出来ません。

**建物は耐用年数まで使用されることを前提に作られている。
いつまでも今の形で残し続けることはできない。**

→何のために、何を残すのか。選択することが必要。



④実現性の評価

中間貯蔵施設内遺構等保存活用の課題
保存活用に係る費用について

5.方針を作成するうえで、考えなくてはいけないこと

2)保存活用に係る費用について

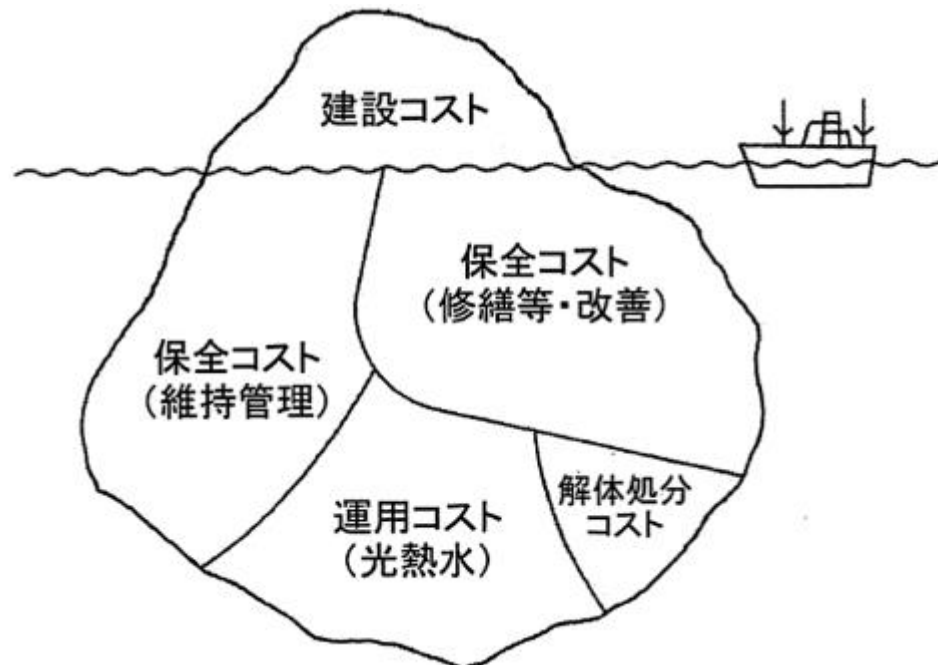
保存活用に係る費用の考え方

遺構等を持続的に保存するために、将来世代の負担を考える。

○建築物のライフサイクルコスト（LCC）について

建物の**建設から解体までにかかるすべての費用の合計**を「**ライフサイクルコスト（LCC）**」と呼びます。

遺構の保存活用方針の検討にあたっては、保存コストや解体処分コストといった、将来的に掛かる費用に関しても概算を行い、**将来世代の負担を可視化**することが事業の実現可能性において重要な視点となります。



5.方針を作成するうえで、考えなくてはいけないこと

2)保存活用に係る費用について 熊町小学校を例にとって

保全（修繕）コスト

- ✓ 遺構をどの状態で保存するのか、によって金額が左右される。
- ✓ 現状のまま保存（残置保存）する場合はコストがかからないが、見学にあたっての見学路の整備や、消火器等の最低限の安全設備、雨漏りや窓ガラスの修繕などの遺構を長く保存するための整備を行えば、費用は大きく増加する。

0円～2,500万円 程度

保全（維持管理）コスト

- ✓ 遺構をどんな状態に保つのか、どのような活用を行うのかによって金額が左右される。
- ✓ 内部への立ち入り見学を行う場合は、内部天井の落下など、見学者の安全性を担保するために、適宜修繕する必要がある。
- ✓ また、動物の侵入や雨漏り等への対策としての定期清掃・点検費が必要となる。

300万円/年～3,000万円/年 程度

解体費用

- ・ 解体工事費
- ・ 解体廃棄物処分費

2億5,000万円～3億円 程度

改築工事費

- ✓ 躯体そのものの補強や移設・再現等を行う場合は、具体的な手法によって大きく金額が左右され、新設と同等以上の金額が必要となる場合が多い。

18億円～25億円 程度

5.方針を作成するうえで、考えなくてはいけないこと

2)保存活用に係る費用について

○建築物のライフサイクルコスト（LCC）について

遺構として建物を残す場合においても、「保全コスト」がかかるほか、将来的に「解体処分コスト」も発生します。

ですが、人が使用する建物としての「保全コスト」と遺構として残す場合の最低限の「保全コスト」では違いがあります。どこまでの維持管理・修繕を行うかを考える必要があります。

**遺構の保存には、維持管理コストや解体コストなど
将来世代が負担する費用が多く含まれています。**

次世代へ伝承を確実に伝えていくためには、

「大熊町として伝承したいこと」を考え、
その伝承に必要な遺構を取捨選択し、
保存活用を行っていくことが重要。

